

より良い職場環境をともに作っていきましょう！

組合は教職員の権利を守り 教育研究の充実のために活動しています



委員長
芝原 雅彦

大分大学教職員組合

大分大学では、病院地区での組合加入を重点的に呼びかけています。新入職員のオリエンテーションに組合紹介の時間をもらい、組合活動の意義ややり甲斐について知ってもらうこと、安心・安全な医療現場の実現には組合が必要であることを強く訴えています。

また、本部地区においては、職種間・学部間の垣根を越え、お昼休みに昼食をとりながら気軽に参加できる「なごみカフェ」等を開催しています。組合員相互の交流が活発であることが何よりも大事で、その場を執行部が提供できるよう心がけています。結果として、その交流が教職員の労働条件の改善や教育・研究の充実につけていけるよう、これからも活動を続けていきたいと考えています。新入職員のみならず、未組合員のみならず、一緒に自分たちのより良い職場環境の実現に向けて取り組みませんか。



書記長
山口 裕之

徳島大学教職員労働組合

新入教職員のみならず、就職したら労働組合に入りましょう！日本の労働法では、みなさんの労働条件は、組合と使用者との話し合いで決めることになっています。給料や労働時間のことでなく、パワハラやセクハラのない環境作りなども含まれます。

組合は、使用者側と対等な立場で交渉できる唯一の組織です。組合に入らないということは、その重要な権利を自ら放棄することに他なりません。実際、職場に入るといろいろな問題が目につくようになります。それに対して愚痴を言っても決して解決しませんが、組合から申し入れると即座に解決することはたくさんあります。組合はみなさんの職業生活を保障する保険のようなもので、組合へ入らずに仕事をするのは、保険を掛けないで車に乗るのと同じです。教職員のみならず、労働組合に入りましょう！



委員長
鴨崎 義春

山口大学教職員組合

組合がなかったらどうなるのか？これが組合勧誘の原点かもしれません。山口大学では昨年、組合員が一気に増えました。大半が看護師さんですが、他にもこしばらくコソコソと新入組合員を迎えています。加入説明会のお話を聞いて加入された若手教員の方、共済加入を契機にご夫婦で加入、パワハラ被害で相談にこられた方、理不尽な人事異動の是正を求めてきた方、などさまざまです。中には、組合は入るものだ！と仰る方も。一方、せっかくの組合員さんが組合に失望して「退会」されることほどもったいないことはあります。そのためにも、常日頃から組合員の声や職場の要求を真摯に受け止めて、心配りをしながら「組合活動」を丁寧に元気に進めることも大事です。いざとなれば頼りがいがある、と思ってもらえる組合づくりを目指しています。



委員長
上原 修一

有明高専教職員組合

4月初日、辞令交付日に新任教職員の方々と昼食を取りながら、教職員組合の意義や活動を説明しています。特に、教員、事務職員、技術職員の職種を超えた情報交換の機会を提供できることをお話しします。

翌日は、満開の桜の下で組合企画の昼食会です。新任教職員はもちろん、校長等の管理職教職員を含む多数の教職員が集まります。新任教職員にとっては、新しい職場で一体感を感じることが出来る最初の機会となります。その他にも、夏のボーリング大会、ビール会、年末の餅つき大会、新年会などを開催します。多くの若い教職員の交流の場となっています。このような会には、組合未加入の教職員のみならずにも参加して頂いています。教職員が交流を深め、お互いを思いやる職場づくりに貢献できるようみなさんの参加を求めています。

全大教新聞

2017年 4月10日

第334号

【発行所】

全国大学高専教職員組合
(略称・全大教)

【PDF 版 (全面カラー)】
http://zendaikeio.or.jp/?page_id=107

【電話】03-3844-1671

【HP】<http://zendaikeio.or.jp/>

【所在地】〒110-0015
東京都台東区東上野
6-1-7 MSKビル7階

* 毎月1回10日発行
組合員の購読料は
組合費に含まれて
います (一部30円)

今月の紙面

- 1 高専機構理事長との懇談会(高専協議会)
- 2 海軍職員交流会開催報告(関東・甲信越)
- 3 統報・合同地区別単代会議(関東・甲信越)
- 4 北海道大学の教員人件費削減問題(北海道大学名誉教授 間宮 正幸)

- 1 専門部等の活動報告「教員部」
- 2 部長 笹倉 万里子(岡山大学)
- 3 単組からのレポート
- 4 山梨大学「自由にもが言える職場づくり」
- 5 大分高専「働きやすい職場環境を目指して」
- 6 わたしものと

速報

中央労働委員
会は、2017
年3月1日付
で「福岡教育大
学不当労働行為事件」

をめぐって国立大学法人福岡教育大学が行っていた再審査申立て(福岡県労働委員会が法人の不当労働行為を認定し、救済命令を発したことに對する不服申立て)を棄却しました。これにより、国立大学法人福岡教育大学の不当労働行為認定が労働委員会では確定しました。

万一、法人がこの命令に對して不服がある場合は、命令書交付の日から30日以内に、国を被告として、東京地方裁判所に命令の取消しの訴えを提起する以外にありません。

中労委の命令書の概要については、中労委のホームページに掲載

福岡教育大学 不当労働行為事件

組合側が完全勝利！ 福岡教育大学 教職員組合

これまで本組合の闘争に多大なご支援をいただいた全大教、全大教九州、および各加盟単組、その他学内外の関係者・市民の皆さまに對し、心から感謝申し上げます。

そして、一日も早く本学において労使関係の正常化が実現しますよう、今後ともご支援をお願い申し上げます。

(福教大教職員組合執行委員長 鈴木 浩文)

やびつ@資料 (<http://www.mhiw.go.jp/chunoi/houdou/tutou/dl/shiryoi-29-0223-1.pdf>)をダウンロード。本件の意義は、ペラ配布等の通常の組合活動で弾圧の対象とすることにより、組合活動を萎縮させようとした法人の違法行為が公となったこと。